

令和 5 年度

業務番号 委託 第 264 号

町民交流センター冷暖房設備
保守点検業務委託

特記仕様書

おいらせ町 中下田 地内

おいらせ町

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない場合は、特記仕様書が優先する。

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和 5年11月30日まで

3. 業務場所

町民交流センター（おいらせ町中下田125-2）

4. 業務内容

本業務は、施設内の冷暖房設備について、機械器具の正常な運転が維持できるように、履行期間中において、所要の保守点検（フィルター類の清掃を含む。）を実施するものであり、点検作業にあたっては、関係法令を遵守するほか、「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」に基づき、実施するものとする。（冷房設備関係 1 回／暖房設備関係 1 回）

5. 設備概要

1) 真空温水機（1台）

横型・暖房給湯2回路／定格出力630,000kcal/h／A重油焚79.8ℓ/h

2) チリングユニット（1台）

空冷式／定格出力120,000kcal/h／水量400ℓ/min

3) エアハンドリングユニット（1台）

床置縦型／暖房能力101,000kcal/h・冷房能力120,000kcal/h

4) 自動制御機（1式）

※設備点検においては、プレフィルター8枚の清掃を実施する。

※点検作業に際しては、冷房設備の点検後に、空調を暖房へ切替したうえで暖房設備の点検を実施する。

※詳細については、別紙図面の「機器表」を参照する。

6. 提出書類

①業務着手届

②現場代理人通知書

③業務履行報告書(清掃及び点検作業状況写真)

④点検結果報告書

⑤業務完了届

7. その他

共通仕様書及び特記仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は、双方で協議のうえ、定めるものとする。